

議第241号

財産の取得の変更につき議決を求めるところについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得の変更につき議決を求めるところについて

平成25年10月11日議決を得た早崎内湖再生事業用地の取得の内容を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求めらる。

1 取得面積	変更前	190,693.04平方メートル
	変更増	1,966.08平方メートル
	変更後	192,659.12平方メートル
2 取得予定価格	変更前	343,250,771 円
	変更増	3,765,043 円
	変更後	347,015,814 円

（参 考）

追加取得する財産の所在地 滋賀県長浜市益田町

追加取得する財産の所有者